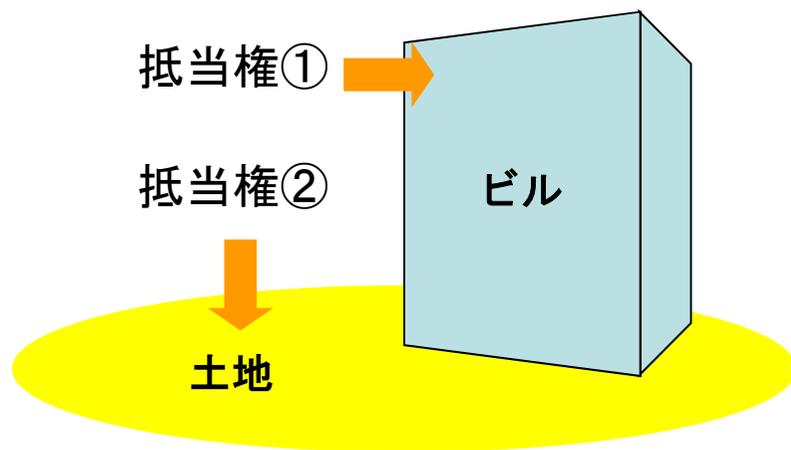


鉄道抵当制度の概要

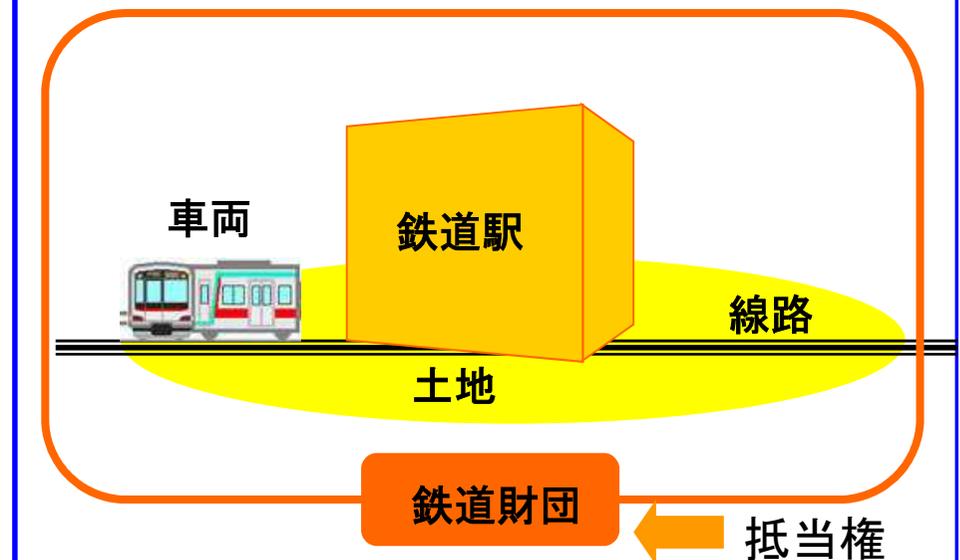
- 鉄道抵当制度は、鉄道事業者が所有する不動産、動産の施設及び地上権等の権利を組成物とする「鉄道財団」を設定し、これを法律上一個の「物」と見なして抵当権の目的とする制度であり、民法の特別法である鉄道抵当法により法制化されている。
- 設備や権利全体で構成される「鉄道財団」とすることで、個々の資産が一体的、有機的に機能してより大きな担保価値を生み出し、鉄道事業に要する設備資金等の調達をより円滑にするとともに、抵当権の実行が行われても鉄道施設が分断されること等により鉄道事業の継続が不可能となる事態を避け、利用者利便の保護を図ることとしている。

通常の抵当制度



- ・原則、抵当権の目的は不動産に限られる
- ・個々の不動産ごとにそれぞれ抵当権が成立（土地については一筆ごとに抵当権が設定される。）

鉄道抵当制度



- ・個々の不動産等に抵当権を設定することは出来ない。

関係条文

○鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）（抄）

（鉄道事業用施設に関する担保の特例）

第二十一条 鉄道事業者は、鉄道事業用施設を担保に供しようとするときは、鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の定めるところによらなければならない。

○鉄道抵当法（明治38年法律第53号）（抄）

（鉄道財団の設定・その一体性・その消滅）

第二条 会社ハ抵当権ノ目的ト為ス為鉄道ノ全部又ハ一部ニ付鉄道財団ヲ設クルコトヲ得

- ② 鉄道財団ニ属スルモノハ同時ニ他ノ鉄道財団ニ属スルコトヲ得ス
- ③ 鉄道財団ハ之ヲ一箇ノ物ト看做ス

（財団の設定及び消滅）

第二条ノ二 鉄道財団ノ設定ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効カヲ生ズ

- ② （略）

（財団の組成）

第三条 鉄道財団ハ左ニ掲クルモノニシテ鉄道財団ノ所有者ニ属スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

- 一 鉄道線路、其ノ他ノ鉄道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ属スル器具機械
- 二 工場、倉庫、発電所、変電所、配電所、事務所、舎宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械
- 三 用水ニ関スル工作物及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械
- 四 鉄道用通信、信号又ハ送電ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械
- 五 前四号ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル為他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上権、登記シタル賃借権及前四号ニ掲ケタル土地ノ為ニ存スル地役権
- 六 車両及之ニ属スル器具機械
- 七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

（財団又は財団に属するものを目的とする権利、財団又は財団に属するものに対する差押等の禁止等）

第四条 鉄道財団ハ所有権及抵当権以外ノ物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的ト為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- ② 鉄道財団ニ属スルモノハ所有権以外ノ物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス
- ③ 鉄道財団ニ属スヘキモノニシテ所有権以外ノ物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルトキ又ハ鉄道財団ニ属スヘキ不動産ニシテ賃借権ノ目的タルトキハ会社ハ鉄道財団ヲ設クルコトヲ得ス但シ不動産ニ関スル権利ニ付其ノ登記ナキトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登録ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

（財団設定の認可申請）

第七条 鉄道財団設定ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書及鉄道財団目録ヲ差出スヘシ

- 一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示
- 二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

（財団に属するものを分離せんとする場合の抵当権者に対する同意の請求）

第二十条 会社ハ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離セムトスルトキハ抵当権者ノ同意ヲ求ムベシ

- ② 会社が抵当権者ノ為競売手続開始又ハ強制管理開始ノ決定アル前ニ於テ正当ナル事由ニ因リ前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

（他の権利等の登録の禁止）

第三十七条 登記官カ前条第一項第一号又ハ第二号ノ通知ヲ受ケタルトキハ同項第三号ノ通知ヲ受クル迄ハ鉄道財団ノ所有者ニ属スルモノニ付所有権以外ノ物権、賃借権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ登記ヲ為スコトヲ得ス但シ所有権以外ノ物権、賃借権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルモノカ国土交通大臣ノ証明情報ニ依リ鉄道財団ニ属セサルコト明白ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

- ② 車ニシテ軽自動車、小型特殊自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノニ付所有権以外ノ物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ

(強制執行の方法)

第四十条 鉄道財団ニ対スル抵当権ノ強制執行ハ強制競売又ハ強制管理ニ依リテ之ヲ為ス

② 抵当権者ハ自己ノ選択ニ依リ前項ニ掲ケタル一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ強制執行ヲ為スコトヲ得

(競落人の許可申請)

第七十三条 競落人ハ競落ヲ許ス決定力確定シタル日ヨリ三箇月内ニ許可ヲ申請スヘシ

(競落人が会社の発起人であるときの許可申請手続)

第七十四条 競落人カ会社ノ発起人ナルトキハ前条ノ許可ノ申請ニハ定款及会社ノ設立登記謄本ヲ添附スヘシ

(国土交通大臣の許可義務)

第七十六条 国土交通大臣ハ第七十三条及第七十四条ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ許可スヘシ

鉄道駅機能の高度化ニーズへの対応 — 鉄道抵当制度 —

鉄道抵当法の運用改善スキーム

